

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、予防接種関連事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

予防接種法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

つるぎ町長

公表日

令和3年12月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>本業務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施をし、また、当該予防接種に起因する健康被害の給付を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務、別表第一項番93の2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に個人情報をを用いることとなる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他区市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 中間サーバ 3 宛名システム(団体内統合宛名システム) 4 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項 予防接種法第5条第1項、第6条第1項、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法別表第一項番93の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】 番号法別表第二 第16の2項、第16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 番号法別表第二項番115の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二 第16の2項、第17、第18、第19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 号法別表第二項番115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つるぎ町保健センター〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀68番地1 電話番号0883-62-3313
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つるぎ町保健センター〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀68番地1 電話番号0883-62-3313

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月7日	I 関連情報4-②法令上の根拠	番号法…別表第二第17.18.19項	番号法…別表第二第16の2項	事前	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	所長 大西 裕司	所長 宮本 雅章	事後	
平成30年12月20日	I 5. ②所属長	所長 宮本 雅章	所長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第10項 予防接種法第5条	番号法第9条第1項別表第一第10項 予防接種法第5条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16の2項	番号法第19条第8号別表第二【情報提供の根拠】 第16の2項、第16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 第16の2項、第17、第18、第19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
令和1年6月21日	IVリスク対策		追加	事前	
令和3年3月4日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	本業務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告を行うものである。 番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	本業務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施をし、また、当該予防接種に起因する健康被害の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。 番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務及び、別表第一項番93の2に基づき、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	事前	
令和3年3月4日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第10項 予防接種法第5条 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条	番号法第9条第1項別表第一第10項 予防接種法第5条、第6条 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法別表第一項番93の2	事前	
令和3年3月4日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二【情報提供の根拠】 第16の2項、第16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 第16の2項、第17、第18、第19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号別表第二【情報提供の根拠】 第16の2項、第16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 番号法別表第二項番115の2 【情報照会の根拠】 第16の2項、第17、第18、第19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 番号法別表第二項番115の2	事前	
令和3年9月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	本業務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施をし、また、当該予防接種に起因する健康被害の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。 番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務、別表第一項番93の2に基づき、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	本業務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施をし、また、当該予防接種に起因する健康被害の給付を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務、別表第一項番93の2に基づき、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、次のとおりである。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他区市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和3年9月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 健康管理システム 2 中間サーバ 3 宛名システム(団体内統合宛名システム)	1 健康管理システム 2 中間サーバ 3 宛名システム(団体内統合宛名システム) 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	

